

境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

1. 介護保険運営協議会の所轄事項について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行状況等の管理等を目的として平成12年に設置された。

■所管事項

- (1) 境港市における高齢者保健福祉計画の進行状況の管理に関する事
- (2) 境港市における介護保険事業計画の進行状況の管理に関する事

■委員構成

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表及び費用負担関係者等の中から、市長が委嘱したもの

- 
- ・平成15年の開催を最後に開催されていない。
 - ・所管事項は介護保険運営協議会で協議されている。
 - ・介護保険運営協議会と委員構成が同じである。

介護保険運営協議会の所轄事項に

「境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画の進行状況の管理に関する事」を加え、現行どおり介護保険運営協議会において事業計画の進行状況を管理する。

